

令和8年第2回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分から午後3時00分
- 2 場 所 菊池市役所 本庁2階 204会議室
- 3 出席委員 1番/東博己 2番/山内正春 3番/中山真由美 4番/佐々木英樹
5番/松岡 忠 6番/丸山利明 7番/吉野幸資 8番/横田 勇
9番/安武義徳 10番/徳永久美 11番/山本英治 12番/池田博之
13番/高山悦子 14番/木村克幸 15番/泉田加代子 16番/平山一浩
17番/牛島誠治郎 18番/永松治雄 19番/川口五月
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(旭志分室) 小池 健 (七城支所) 井芹加苗
- 6 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第5条許可申請について
議案第3号 農用地利用集積促進等計画(案)について
議案第4号 非農地通知について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 報 告 ①許可不要転用届について
②許可返納願について
③合意解約について
④許可の取消願について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は全員の委員にご出席をいただいておりますので、菊池市農業委員会会議規則第9条における過半数を超えており、本会議は成立していることをご報告いたします。それでは、ただいまより令和8年第2回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 それでは、議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第 18 条に基づきまして、議席番号 15 番泉田委員と議席番号 17 番牛島委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 はい。議案の説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。まず 14 ページの下の表になりますけれども、地上権の 1 番のところになります。許可 3 と記載されておりますが、これはシステムの管理上使っているものが、印刷されたものになりますので、削除をお願いいたします。また同様に、16 ページの表の一番下になりますが、賃貸借権の 1 番になります。同じく許可 2 と記載されておりますが、削除をお願いいたします。訂正は以上になります。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いいたします。農地法第 3 条第 1 項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転が 8 件、賃貸借権設定が 29 件、使用賃貸借権設定 2 件、それから地条件設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、3 条の一番最後の案件になりますけれども、ページは、14 ページになりますけれども、地上権設定の 1 番については、農地法第 5 条のページは 16 ページになりますけれども、賃貸借権設定の 1 番と関連がございますので、そちらと併せてご審議をお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の 1 番について説明をお願いいたします。

事務局 今月の案件は、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。2 ページお願いします。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 1 番につきまして、私の担当ということですので、意見を述べたいと思います。6 日に現地確認を行いました。5 条の個人住宅の案件と同一の農地でございます。代理人さんと確認しましたところ、譲受人さんは、菊池市で酒店をやっておられる方ですが、この方は非常に新規就農さんの面倒もされ、自分でも農業されておられる方です。今回、購入された土地には、パクチーとかを植え付けるということです。また、そうい

った作物について、蒸留所あたりも設置しておられます。また、譲渡人の方は、ご主人様も亡くなられ、ご家族の方も就農はされていないということで、今後につきましても、残りの農地については、農業を縮小したいということで、また出てくる可能性もあります。何ら問題はないと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 所有権移転2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番、川口です。2月6日に農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。お分かりのように、譲受人は、県外にお住まいの方です。譲渡人の方は、今は住所は違いますが、この申請地の近くに家がありまして、今も家があります。そちらに元は住んでいらっしゃいました。譲受人は、生家はその近くで、誰も住んでいらっしゃいませんので、今は家はありませんけど、今回、譲渡人さんの家、山林、田んぼ、全部自分が譲り受けて、家も片付けてリフォームをして、それが済んだら近々こちらに移住して帰ってくるということでしたので、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 次に、3番をお願いいたします。

事務局 3番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。2月5日に推進委員と譲受人と一緒に現地確認を行いました。ここは当たり一体、栗がたくさん植わっているところで、この譲受人さんも、たくさん栗を栽培していらっしゃいます。今度、この申請されたところにも、大きな栗が植わっていますので、そのまま利用されるそうです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

会 長 次に、4番をお願いいたします。

事務局 4番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17番の牛島です。1月20日に譲受人が私の家に来られまして、お二人の間柄を尋ねたのですが、譲渡人はお兄さんになります。お兄さんは高齢ということで、この譲受人さんの方に無償贈与ということで、申請をなされたということです。私との推進委員と2月4日に、現地確認を行いました。ここはイタリアンを植えてありました。譲受人は酪農じゃございませんが、米作なんです、イタリアンというのは酪農に貸してあるだろうと思いました。管理はきちんとしてありますので、何も問題ないかと思えます。皆さんの審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長 次に、5番をお願ひいたします。

事務局 5番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

木村克幸委員 14番の木村です。2月6日に推進委員と現地確認に行きました。田は綺麗にしてありましたし、親族間の無償譲渡による所有権移転です。譲受人は米を作られそうです。何も問題ないと思えますので、よろしくお願ひします。

会 長 次に、6番をお願ひいたします。

事務局 6番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

東 博己委員 1番、東です。譲受人は、もともと地元におられた方で、6日に現地を確認してまいりました。もともとちょっと荒れていたところなのですが、きれいに整備されていて、譲受人さんは、今後、ブドウを栽培するとおっしゃっております。何ら問題ないと思えますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 次に、7番をお願ひいたします。

事務局 7番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

東 博己委員 1番、東です。こちらは、譲受人の家のすぐ入り口に当たるところです。譲

渡人さんは、もう農業をされていませんので、譲受人が、家庭菜園みたいな形で野菜を作ったりされるということで、現地もきれいに耕運されて、野菜が植えられるような状況になっておりました。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

会 長 次に、8番をお願いいたします。

事務局 8番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。こちらは、相続財産清算人の方からの申出で、なかなか土地の譲り先が見つからない、ということで、知り合いの譲受人の方に相談したら、私が購入してもいい。ということで、話があったそうです。畑を確認しましたが、今、飼料を植えてありますし、特別問題ないかと思えます。

会 長 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権設定の1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員 5番の松岡です。7日に推進委員と現地確認に行ってまいりました。譲受人の息子さんが農業をすることということで、規模拡大ということですが。この土地には、米を作っていきたいということですが。特に問題はないかと思えますので、よろしく願います。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2番の山内です。2月8日に現地を確認してまいりました。譲受人は農地所有適格法人であり、父所有の農地を借りるものです。場所は七城町の北の方の台地でございます。譲受人は水稻とイタリアン、青刈りトウモロコシを作られるそうです。何ら

問題ないと思います。皆様ご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に、3番から24番につきましては、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 3番から24番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 3番から24番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2番の山内です。2月8日に現地確認をしまいいりました。相互合意による賃貸借でございます。譲受人は、農地所有適格法人で、また酪農を主とした経営をしておられます。自給飼料作付を行って、今回の農地でも青刈りトウモロコシを作られるそうです。何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に、25番をお願いいたします。

事務局 25番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 25番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。この賃貸借は更新になります。前回も10年、今回も10年です。譲受人は、タバコ、野菜、米を作られていて、今回は、この農地で米を作られるということです。何ら問題はないと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 次に、26番と27番は、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 26番と27番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 26番と27番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山本英治委員 11番の山本です。譲受人さんが、酪農家で飼料作のトウモロコシを作るそうです。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長 次に、28番をお願いいたします。

事務局 28番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 28番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。4日に確認に行きまして、飼料も植えてあり、きちんと管理もしてありまして、特に問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

会 長 次に、29番をお願いいたします。

事務局 29番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 29番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松春治雄委員 2月8日に現地確認を行いまして、譲受人は酪農をやっておりまして、飼料等を作るということでございます。問題はないかと思えますので、よろしく申し上げます。

会 長 次に、使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。こちらは、会社の代表の方でありまして、融資か何かを申し込まれた時に、実績がないということで指摘されて、自分の畑が会社に登録してなかったということで、賃借権の申請になったそうです。今までしてなかったそうです。特に問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松春治雄委員 18番、永松です。この案件は10月の委員会で一度出まして、その後、返納のお願いが出ております。この度、再提出となっておりますけども、親子間の使用貸借権設定ということで、田んぼの方には米が植えられまして、裏の方でイタリアンが作付けされておまして、畑の方も耕作して、きれいに管理はしてあります。問題はないかと思っております。よろしくお願ひします。後で、その経過について、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願ひします。

事務局 少し補足をさせていただきます。76ページ、77ページをご覧いただくと、返納願が出されておまして、77ページの所在一覧の一番上の1番がございますが、その一筆だけが共有名義になっておまして、その一筆を共有でなく、ご自分だけの単独名義にしたいということでおっしゃいましたので、一旦、許可書を返していただいて、今回は、この14ページに載っております様に、この一筆を除いた6筆で、もう一度申請をしていただくものでございます。以上です。

会 長 次に、地上権設定の申請ですが、ここでは、事務局からの説明のみをお願いいたします。

事務局 はい。まず、3条の方では、畑の上に太陽光のパネルを置くということで、地上権を設定するために申請がっております。譲渡人と譲受人は、議案書の通りでございます。ここには榊が植えてございまして、通常、パネルの下の収量といいますか、許可の要件としては、周りの平均収量の8割を求めるということになっております。この申請地の状況ですが、経緯だけ申し上げますと、令和5年に榊を植えてありまして、8月に植えてあり、植付けの時期としては、あまり良くなかったことと、苗があまり大きくなかったということは確認いたしております。それから、少し5条にも関係しますが、太陽光の許可は、一時転用の許可になります。ですので、3年に1回とか、生育状況とかその他管理が悪かった場合は、1年や2年などという許可年月になるところでございます。榊につきましては通常、鹿児島県の資料をもとに収量とかの目安が出ておりますが、通常4、5年で収穫がなされるということになっております。それから、営農型太陽光発電設備の設置については、毎年、県の方に報告をする必要がございますが、この箇所についても報告はあっているところでございます。

会 長 あとは、5条の所で説明をして頂くといいと思ひます。それでは、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、地上権設定の1番を除く農地法第3条の許可申請につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい、ありがとうございます。全員挙手ですので、地上権設定の1番を除く農地法第3条の許可申請につきましては、許可することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号農地法第5条許可申請についてご説明させていただきます。15ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転2件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、16ページをお願いいたします。1番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、それから転用の形態、事由等は議案書のとおりです。場所につきましては、記載のとおり、1種農地にあたる場所になりますが、集落接続に該当いたしますので、転用は可能かと思われる案件でございます。以上です。

会 長 1番につきましては、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。6日に事務局、推進委員、それから行政書士の立ち会いのもと、現地を確認してまいりました。3条の1番で申請されておりました農地の一部を個人住宅として申請されております。申請理由につきましては、申請人は今、東京の方におられますけど、自然の広々としたところで暮らしたいということです。それから、造成はしなくて、排水につきましては、合併浄化槽、雨水は、浸透マスを設置して、オーバーフロー分につきましては、県道の側溝に流すということで、区長さんの方の同意も取れているということでございました。上水につきましては、市の上水道が埋設されておりますので、そこから供給したいということです。何ら問題はないと思っておりますので、皆さん方のご審議を、よろしくをお願いいたします。

会 長 次に2番をお願いいたします。

事務局 2番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の用途、事由につきましては、議案書のとおりです。場所的には1種農地になりますが、集落接続ということで、1種農地の例外にあたる農地になります。以上です。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。先日、会長と推進委員、事務局と現地確認をしました。こちらは、2、3か月前も西側の方の申請もあり、かなりの面積が見込まれるものですから、住宅が建った後、雨水あたりの心配があるということで、この西側に施設が

ありまして、そこに少し長い坂があり、あまり水が流れるようでは、水害の心配もあるということで、雨水対策にはきちんとやって下さい。ということをおっしゃったところ、かなり大きい浸透枡を利用するというので、一応、安心したところです。特に問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

会 長 次に、賃貸借権設定の1番となっておりますが、この件は、先ほどの3条の地上権と一緒に審議をしたいと思ひますので、まず、農地法第5条の所有権移転の1番と2番につきまして、事務局、担当委員からの説明が終わりましたので、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、1番と2番につきまして、ご異議のない委員さんは挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい、ありがとうございます。全員挙手ですので、1番と2番につきましては、許可することに決定いたします。それでは次に、農地法第3条の地上権設定の1番と農地法第5条の賃貸借権設定の1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、16ページの賃貸借権の1番について説明をさせていただきます。場所につきましては、3条と同じところになりますが、5条につきましては、面積がご覧のように大変小さくなっておりますけれども、この部分は立っている支柱の部分の面積となります。貸付人、借受人は議案書の通りとなっております。一時転用ということで。転用目的は、営農型太陽光発電設備ということで、この場合は、農振地域であっても第1種農地であっても、要件を満たせば許可が可能となっている案件でございます。現地の状況につきましては、パネルの下に、枡が植わっている状況になっております。

会 長 それでは、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 はい、7番の吉野です。今、事務局から説明がありましたように、写真でも分かりますように、設置してから3年ちょっと立っているということで、なかなか枡が大きくなっておりません。管理は水をかけたり、草切りをしたりということでされておりますけれども、まだ収穫というか、実績が上がってないということで、非常に判断に苦しむところがございますけれども、一つは、もともとの持ち主は、地主さんは今の方ですけれども、上の太陽光発電の方が違う方だったということで、それを名義変更して、今回、申請しているということをお聞ひしております。あとは、今後、その枡で収益が上がって、申請通りの営農型の許可基準に合うようになるかどうかというの、判断

がちよつと難しいところがございますけれども、現況に応じて、審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 ただいま、事務局、担当委員からの説明は終わりましたが、農地法第3条の地上権設定、農地法第5条の賃貸借権設定につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。はいどうぞ。

高山悦子委員 13番の高山です。この榊の問題は、多分ここじゃないところでも何年も前に出てきて、収量を満たしてないという話で、多分、期限付きで認めたような経緯があったと思うのですが、そもそも、このあたりは、榊は合わないのかなと思っていて、いつも鹿児島は何とかがっていうのが出てくるんですけども、それによって満たしているところも、もしかしたらあるのかもしれないんですけど、毎回この榊が出てきて、収量不足で、8割と満たせないということでしたら、もともと考え直さなければならぬのではないかなと思うんですけども。そこはどうなのでしょう。

事務局 榊はですね、全国的に見ると36%ぐらいを占めています。今、農林水産省でもパネル下の作物について、何か検討がなされているということで、榊の割合が非常に多いものですから、果たしてこれでいいのか。というようなことをやっているんですけども、ちょっと詳細については分かりませんが、検討はしているということです。

高山悦子委員 13番の高山です。私、だいぶ前から榊に関わっていて、毎回、同じような質問をしているのですが、榊が推奨されているから、結果的にみんな榊を作ろうと言って、うまくいってないのではないかと私は思うんですけども。自発的にみんなが榊がいいです。というわけじゃなくて、多分こういうものがあります。と言って、それをどこかで推奨されて、でも結果的には、やはりうまくいってないのではないかと…。もしかしたら、熊本のここらあたりが合わないのであって、8割を満たしてます。というのがあるのかもしれないんですけど、少なくとも菊池の場合、その他に何件あるかわかりませんが、収量の8割を満たしているところがあるのですかね。国の方で、考え直されるって、そういう方針を持たれているということは、なんか問題はあると思うんですけど、まあ、国はこれでいいよって言っているわけではないのでしょ。榊いいですよって。それだったらOKです。と言っているわけではないのだったら、菊池市の他のところの榊の案件、私は知らないのですが、収量がどうなのかっていうのをちょっと知りたいなと思うのですが。

事務局 今、知っている限りのことで申しますと、この営農型太陽光発電の下で作っている作物の関係で、期間満了とともに、次はダメだよ。というお話は聞いておりません。熊本は、榊については、そんなにないというか、珍しいのですが、先ほど、委員さんがおっしゃったように、鹿児島県の農林センターで、鹿児島は非常に榊の利用が多いからかもしれませんが、研究している。それを基準として、8割いっているかどうかという議論になるかと思うのですが、榊が親木になるには、その苗の状態が大きいものから小さいものまでありますが、親木になるには5年かかると言っています。親木にならない

と、枝を切って出荷できない。枯れてしまいますので、一応、5年間は、その猶予期間と申しますか、生育期間になろうかと思っております。以上です。

会 長 ちょっといいですか。1回の更新は3年目というようなことで、当初の計画の時には申請されるわけですが、その時に、3年目で無理やり収穫量あたりを掲示しなくてもいいですよ。というようなことを、私はこの農業委員会で聞いたことありませんが。

事務局 植えた時の苗木が、大きいものを植えるのか、小さいものを植えるのかは、事業を行う人にかかっているもので、5年の間に、場合によってはその生育がいいものは、何本か出せるかもしれないし、一般的には5年経たないと、親木にならないと、ちょっと難しいのではないかということです。

会 長 更新が3年と決まった中で、何を基準にその更新の審議をするわけですか、ここで。

事務局 生育状況ですが、知見者というか、セミプロみたいな人が、今の生育状況だと5年後には立派になって出荷できるとか、そういうような見解をいただくということになっております。

会 長 ここもやっていますか。

事務局 榊の実績報告は毎年しなければいけないということで、実績報告はあっております。その中に、知見者、いわゆる扱う業者さんだったり、意見を書くところがございまして、今まで3年未満のところは、今、養育中というところで収穫はありません。という報告で、県の方にも挙げておりますが、そこに対しての県の意見というのは、今まではあっておりません。収穫をやっている、もう長く植えているところもございまして。その収量については報告があっているところです。ただ、それが8割かどうかというのは、ちょっと判断に苦しむところですが、出荷はされているところがございまして。

会 長 鹿児島とか、最近、岡山の試験場あたりからのデータあたりをもとに申請される業者さんも出てきているわけですが、そういったときのパンフレットを見ると、杉山とか、そういった木立の中の収穫量を示してあるわけで、こういった営農型太陽光発電のあたりの本当の実績というとは、ここで写真を見てもらうと分かりますように、8割というのは、もう通路あたりを省いてあれば、満杯とっても8割は収穫量は達成できるのかという、現地を見ると分かると思いますが。そういったことで、今日でもですよ、養育期間だから認めないといかないですよ。というようなことであれば、それはそれとして、前に進めますが。

高山悦子委員 13番の高山です。なんか、今の説明は、私は全く納得できなくて、もともと3年だったら3年で終了。8割ぐらいのものでないとダメなんだと思うのですよね。だから、その貸した後に5年になるのか3年になるのかは、苗木の問題だというのはちょっとおかしくないですか。少なくともこの許可を出す時に、3年更新ですから

と。榊の場合は、こんな苗木だったら5年かかります。こんな苗木だったら3年でいいでしょうと。その3年で成果が出るようにしてください。というふうに言うべきではないんですかね。なんか、この榊の問題は、いつもまあしょうがないじゃないですか、こんなことがあったからとか、次こうだったからしょうがないですじゃないですかという風にしてズルズル伸びてるっていう風に私は思ってるんですよ。想定しなかった状況が発生して、それは仕方がないよって。みんなが思うならともかく。そんなのは少なくとも2回目に更新の申請する時点では分かったことじゃないのかなという風に感じるんですよ。だから、もしかして榊がここは合わない。例えば鹿児島とか、その他のところでは非常に榊が順調に生育するけれども、それは全ての県とかでできるわけじゃないと思うと、なんか、場所によってその栽培するものが違ってくるのは当然だと思うのですよ。そこで、もうちょっと頑張れば、あと2年頑張ればなんとか8割に行きま。とかいうような話で伸ばしてて、こんなことしてて、これいいんですかね。元々のこういう制度を設計されている基本的な考え方からすると、これだったらもうどんどん皆さん、1種農地でも榊を栽培すればいいですよ。ということで、この太陽光の設置が、どんどん広がる方に向かっているのかなと思うんですけど。だから国がどう考えているかって、きちっと理屈が通ればそれでいいのですよ。この人に反対しているっていうよりもね。なんか、毎回これが出てくる時に、不毛な議論をさせられてるようで、そして、先ほど収量報告があるけど8割まで行ってるかどうか分からないと、私は多分言っていないと思うんですよ。そんなの見過ごして、まあしょうがないでしょうって、もうちょっと待てばって、ということで伸ばすのはどうですかね。もう何年経ちますかね。一番最初に榊が出てきて。もうその収量が上がらないと言って2回ぐらい期間を伸ばしているケースもあると思いますけれども。

山内正春委員 2番の山内です。営農型太陽光発電って、これはサカキを植えるから営農型発電となるのですか？ どうして、サカキを植えたら3年ごとに申請しなければならないのですか？

事務局 3年というのは、一時転用ですので、最長3年間と決まっております。太陽光は、その更新ができるというところがございます。通常の一時的転用は、3年で元に戻してくださいとなるのですが、太陽光の場合は、3年間で生育と下の状況によっては、次はもう2年間とか1年間とかになるんですけども、一時転用であるがために、3年というのが基本的になります。

山内正春委員 それは、太陽光の方でしょう。下の方の榊を3年ごとに収量の報告はなぜですか。

事務局 太陽光の下に、榊であったり、明日葉とかミョウガとか、そういったものについては、報告をしなければいけないということになっておりまして、必ず1年ごとに報告はしているのですが、更新は、一時転用の期間が切れた時点で、更新するか、止めるかというところになります。今回のように更新の状況になる場所もございます。

山内正春委員 もし葡萄を植えたら、その収穫量も申請しなければならないのですか。

事務局 当然、その作物の収量は報告が必要です。それに見合っていないければ、そこで収量を上げるか、中には作物を変える方もいらっしゃると思います。何を植えようと報告が必要で、収穫、出荷が必要になってまいります。

会長 他にはございませんか。

安武義徳委員 9番の安武です。3点、お尋ねします。まず、設置から3年という事ですから、これは新規ではなくて継続ですかね。出来れば、更新とか継続とか書いていただければ助かります。それから、期間は3年間、ここには期間も記載されていませんで、3年の期間延長という事ですかね。ネットで確認したら、再延長したら10年間で限度と書いてあるが、太陽光は10年で撤去されるという事なのか。お尋ねしたい。それから、もう1点が、県へ毎年報告されているとの事ですが、その報告内容は、当然の事ながら、この農業委員会で許可する場合に必要なではないかと思うので、報告が出された事に対して、どういう指導があっているのか、どういう意見があったのかというのを是非、教えて頂ければ、私たちが審査する時に役立つのかなと思ったところです。以上です。

事務局 まず、継続か更新かというところでございますが、太陽光設備は、令和5年に設置されておりますが、設置した業者さんの権利を、今回、別の会社が買い取るということで、設備は更新なんですけど、転用の申請としては、新たにここに記載してある会社が、今回、申請されているということでございます。ただ下の方の櫛は、令和5年に植えてありますので、下の方はそのまま植えた人が管理をされているというところでございます。それから、3年間と10年間につきましては、下を耕作される方が、認定農業者とかいった場合は、10年間で認められているところでございます。それから、すみませんが、県に報告されたもの、今年の方につきましては、毎年、報告時期が2月末となっております。今回の申請書には、これまでの櫛の状況の報告を出してあります。その中では、植えて2年半ぐらいでございますので、終了には至ってないが、生育は順調であるという知見者の意見が付けられたところでございます。これにつきましては、委員さんの方に、判断材料として渡すべきだったと反省しております。以上です。

安武義徳委員 9番の安武です。私たちが何を心配しているかというと、要は、安易に太陽光発電設備を作っているのではないかという事を心配している。ですから、そうならない様に、継続の時点で、どうのこうの言っても、これを撤去せよと言っても多分無理と思う。なので、新規の場合は、やはり、しっかりみんなで議論したうえで、やっていく必要があるのかなと。それから国の方は、この太陽光発電は、今後、規制を掛けようというような動きも入ってきてますよね。ですから、そのような事も考えれば、我々としても、この、今の法の仕組みとか色々考えれば、ダメだという事は出来ないというのはよく分かっていますけれども、安易な太陽光発電は、どうかな。景観とか、色々地域住民の皆様方の心配の事もあるので、地域に根ざした農業委員とか推進委員さんの立場からすれば、どうなのかな。というような思いをしたところです。以上です。

高山悦子委員 13番の高山です。農業委員をこの中で比較的長くやっていますので、歴史を知っているので、申し上げますが、もう1件、前から出ている案件につきましては、2回目の申請の際に収量の状況とか、具体的にペーパーが出されて、なお且つ、それに対して、どういうふうに指導するのかみたいな話して、1月伸ばしたような気がするんですよ。書面を出して下さいと言って。ちょっと私も記憶がはっきりしないのですが、結構、議論して、どこに問題があるのかと。その時の農業委員さんで議論した記憶があるので、そういう事を、今、安武委員がおっしゃったような、そのことをしておくべきだと思う。営農型太陽光がどうこうという事については、それぞれ意見があると思うが、多分、私たちは、今の法律制度のなかで、認めていかどうかという話しなので。私は、別に太陽光発電が嫌いだから言っている訳ではない。こういう場合だったら認められる。という条件をなし崩し的に伸ばして言っていると。結果的には、脱法行為に繋がってしまうような所が懸念ですよ。以上です。

会 長 他にはございませんか。はいどうぞ。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。写真を見ると、どうしても8割の収益は、絶対無理なんですよね。そうなのに、許可していいのかなと思って。8割という基準が出ているのですから、これは、やはり見て行かないと。3年で見直しという事なので、営農型を取り消しますよ。とか言っているんじゃないかと思うのですが、それはどうなっているのですか。

事務局 下で作る作物は、別に制限はかけてないですね。作物はそれぞれ違うので、野菜みたいに1年間で収量がでるものもあれば、榊の生育からすると、まだ親になってないんですよ。子供の状態で枝を切って枯れてしまうような状態が果たしていいのか。というのはちょっとどうかと思います。

佐々木英樹委員 通路が全然、植わってない。通路があまりにも多すぎる。面積的に全然植わってないので、8割は無理でしょう。どう見ても。他の所は雑種地にしてあるのですか？全面をみてあるのでしょうか？パネルの下だけ営農とみるならいいのですが。通路に使っている関係ない所まで申請地になっているのでは？

事務局 転用の方は、杭のパネルの部分で、収量はパネル下の植えてある部分の8割というのを目標にされていますが、今、委員さんがおっしゃったように、3条の方では、この通路の部分も貸してあるというところでしょうか。

佐々木英樹委員 その分も申請してあるわけでしょ。営農型の申請で。

事務局 営農型は、パネルの杭の部分って言いますか、足の部分になります。

佐々木英樹委員 普通、営農型にしないなら、全面、雑種地にしなくてはならないでしょう。それが、営農型で全面をしてあるのか。あれだけで申請が叶うのか？が分からなかった。

会 長 通路は、雑種地とみなすのですか、との事ですね。

事務局 雑種地とはみなさないです。撤去すれば、農地に戻りますので。

佐々木英樹委員 一般の人がするなら、全面、雑種地にしなくてはならないからですね。

佐々木英樹委員 通路だから、太陽光の部分ではないですよ。と言っても無理なわけです。営農を申請するなら、全面をみてから言わないといけないはずなのに。と思った。

会 長 8割は、どこに焦点をあてているのか？

事務局 パネル下の収穫になります。

会 長 その面積は出ますか？

事務局 パネル下の面積になりますが、申請書で3420.48㎡となっております。櫛の分の面積になります。

東 博己委員 1番の東です。うちの近くにある農業生産法人さんが、この営農型のパネルを張られています。そこは、最初は、櫛ではなくて、飼料作物を作られていて、柱がいっぱいあるので、管理がしにくいと、収穫するのが大変で、その後、また申請された時は、櫛にされた。ただ、飼料作物の時は、全面を作られていたので、その辺の基準が、どうなのか。飼料は全面を植えられていたのもあるので、非常にその辺が曖昧になっているのでは。

会 長 今日、判断できないものもあるかと思しますので、先ほどから出ていますように、櫛の植わっていない通路の考え方については、県とかに相談されて、次回でもよろしいですので、報告をしていただくならと思します。

会 長 営農型太陽光の収穫につきましては、先ほどから意見が出ていますように、本市農業委員会でも、更新がされるような状況になってきて、その中で対応しております。まず申し上げておきますのは、8割あたりの収穫ができたというようなところはございません。それよりも、以前、行ったところで、明日葉どころか、何にも植わっていないというような現状でしたので、かなり厳しく言ってはおきました。そういったことで、更新の時にこのようなことを議論して、結論を出せというのも非常に私たち農業委員も困るわけですので、こういったことがあるということを2、3か月前ぐらいには、事前に伝えていただくならと思っております。また、私も、県の方と一緒に東京に行った時に、この太陽光については、国会議員の先生あたりはかなり食い下がって言っております。そういった中で、先生方の話から聞きますと、営農型太陽光で、本当にきちっとした報告をして、達成をされているという報告は、ほとんどないというようなお答えが私たち会長には伝わっております。そういった中で、先ほども出ましたように、私たちも誠意ある許可を出して対応しております。そういった中で、今回の案件につきまして、事務局の方に再度お尋ねしますが、太陽光の再設定を図るときに、年数は最高で3年と私は思っておりますけど、こういった実績がないような申請であれば、この農業委員会の方で、その年数あたりの決定はできるというようなことでよろしいのか、ちょっとお尋ねしますけど。

事務局 下部の状況は、やはりきちんとされていなければ、一年ごとにも考えられます。一時転用でございますので、その期間が終わる前には、また申請をしてもらう事になります。撤去については、かなりリスクがあると思います。農業委員会で、きちんとになっていないから撤去しなさいとなって、国からの許可が取り消されるとかになると、非常に委員会としてもリスクがあるのかなとは思いますが。許可の年限については、状況によってやはり1年できちんとしなさいというふうに、その時になっていけば、次は2年だったり3年だったり、最長3年まで、一時転用でございますので、そういったことができるというふうに考えます。

事務局 申請は3年で上がってきていますので、例えば、1年間様子見て、その生育がきちんとうまくいっているのかとか、2年とか、そういうのは、決定する方法等はありませんけど、その裏付けとして、申請者にどのような説明ができるかというところが、必要ではないかというふうに思います。

事務局 一つの考え方としてなんですけど、5年目に収穫ができるというふうに資料の方ではなっていますので、そこでもう一回判断する。今2年半ですので、そのように考えるのも一つあるのかなと思います。これはあくまで、個人の案ですけども、許可を取り消しや申請を却下するというのは、皆さんでご審議をするところですが、年数としては、収穫時期までのところにするというのも一つの案かなと思いますし、あと1年見て、そこでまた決定をするというのも1つのあり方かなというふうに考えます。

会 長 他にはありませんか。はいどうぞ。

高山悦子委員 13番の高山です。今日の地上権の設定は、これは、受人の方が変わるからという事で上がってきているとの事ですよ。前の方が3年で、地上権の案が3年で、受人が変わったら、新たに土地の所有者が申請するのですか。それと、話しが混乱し、いる様で、元々、3年で条件をクリアしているかというのを判断すべきかと思って、過去やって来たのは確かに、ではあと1年延ばしましょうと。3年申請されたけど、1年しか認めないという事をしたのですけれども、私たちが許可を取り消す。という事はないと思うのですよね。ただ、許可をしないと。その先の延長について、許可しないという事が出来るだけで、私たち自身が許可を取り消す。というような権限はないと思うのですよ。で、許可を取り消したらどうなるかと考えたら、みんな、「そんな恐ろしいことはしきらん。」というふうに考えて、仕方なく、認めようかとなると思うのですけど、私たちがするのは、ただ、許可をしないと。いうだけであって、許可をしなかったことについて、どうなるかも私は知りません。その後は、ちょっと説明してもらわないと。ただ、そのことで、私たちは、責任を問われるのですかね。条件を満たしていないから許可しない。というだけなんだけど。私たちが、撤去しなくてはならない。そんなことはしきらん。みたいな議論になっているようで、ちょっと整理しないと考え違いを起こしてしまうような気がするんですけど。私の考えが、もし間違っているのであれば、間違っていると指摘してください。議論を整理して話しをして欲しいので、今日、多分、間に合わないなら、またでいいので。ここで時間をかけても、それこそ解決しなさい、や

り取りをしているような感じがします。

事務局 はい。危惧された部分ではございまして、事務局としても、国の考え、県の許可、その辺も、きちんと整理しなければ、ちょっとはっきりした答えをここで申し上げるのは差し控えたいというふうに思います。

会長 はいどうぞ。

横田 勇委員 8番の横田です。あくまでも農事用ですので、その要件を満たしているか満たしていないかだけです。他にはありません。要件があるはずです。収量がないなら駄目です。判断しにくいですね。1年間猶予をおいても良いと思うが、前例がない。もうちょっと現場が頑張れるように、時間を与えてやらないと。もうあなたのは駄目だよと。農業委員会だけでは言えないですよ。他もあるから…。要領をしっかりと踏まえて。現実をしっかりと見る事だと思います。いろんな資料を出してもらって、判断材料を我々も欲しい。現場からの報告が欲しい。

永松治雄委員 18番、永松です。この写真をみると、割と管理はしてあると思うんですよ。ただ、木の育ち具合が、まあ何年物の木かわからないけれど、育ちが悪いと判断するのか、まだ幼いと判断するのか。肥料などもやられているのか。そういう肥培管理もついているかどうかもある必要があると思う。そういうところで、1年待つのか、2年待つのか、3年待つのか、その辺のところを判断する基準がいるのではないかと思います。

事務局 申請者に確認をしております。肥培管理の方は、今後も勉強してしっかり収穫に結びつけたいという回答でございました。確かに植えたときの苗は小さかったということで、その後の管理は、割とされていますけれども、肥培管理、肥料をやったり防除したり。そういったことも、今後しっかり勉強してやりたいということでした。

永松治雄委員 今後じゃなくて、今までも、肥料を何キロやったかとか、記録とかが、やはり必要だと思っていますね。

事務局 はい。資料には詳しい内容は、分かりませんので、確認したいと思います。

吉野幸資委員 7番吉野です。先ほど説明した分の補足ですが、先ほど、言われました事で、この土地については、確かダムからの蛇口がついています。写真には写っていないですが、この左側に貯水タンクみたいな農業用の500リットルくらいのを据えて、ホースはありました。灌水はしているとの事でしたし、草刈りも全部してはいるが、なかなか太らないとは言われてました。追肥もしているとの事でしたけれども、私の見た目では、管理はされているけれども、収穫するまでは、いっていないという事で、その場でも判断が出来なかった訳です。以上、補足です。

事務局 消毒散布についての実績報告がございますのでご報告します。肥料は書いてなかったのですが、定期的な消毒散布を行っているとの事です。それでもカイガラムシが時々発生するので、一つ一つ手で取っていると。それから個別に消毒をして対応しておりますが、カミキリムシなど時々発生するので、それも個別にスプレーで駆除しています。という実績報告がっております。それから、消毒、水の散布、施肥、除草などは問題なく作業をやっておられるということで、知見者の方から報告をされております。

会 長 それでは、意見もかなり出たと思っておりますので、それぞれ委員さんのご判断で結構と思います。今回の案件だけが、要件を満たしていないという案件ではないと私は思っております。今までも、こういった事での非常に厳しい判断をしてきた訳ですが、やはり事務局としても、こういった時間をかけて審議したことを十分、申請者に言って、私たちが、営農型太陽光を推進しているのではなくて、あくまでも本人さんの要望で申請されておりますので、その申請の時だけ、都合のいい話とか、あと事務局からも話しを整理して説明をして頂けなければ、非常に農業委員としての判断も難しいと思っております。そういった中ですが、意見もかなり出たと思っておりますので、採決を取りたいと思っております。

会 長 農地法第3条の地上権設定、農地法第5条の賃貸借権設定の1番につきまして、許可することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

挙手多数。

会 長 それでは、農地法第3条地上権設定と農地法第5条の賃貸借権設定の1番については、挙手多数という事で、許可する事に決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案の第3号につきましてご説明をいたします。農用地利用集積等促進計画案についてでございます。17ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、別紙農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局 18ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が25件、所有権移転が10件となっております。それでは所有権移転の説明にまいります。19ページから20ページになります。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人。譲受人等につきましては、議案書記載のとおりです。いずれの農地も農振農用地区域内にあり、買受予定者は地域計画に位置づけられている方でありまして、1月16日に農業委員、推進委員の立会いのもと、譲渡人から農業公社への買入れの契約があり、現地確認も行われました。21ページをご

覧ください。この4件につきましては、現在、農業公社名義になっている農地を譲受人が買うというものです。以上です。

会 長 農用地利用集積等促進計画案につきまして、事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、確認をして頂きたいと思います。

(資 料 確 認)

会 長 それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

会 長 意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、非農地通知についてでございます。35ページをお願いいたします。この議案につきましては、農地、非農地の判断についてご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

事務局 地図（スクリーン）をご覧ください。場所は、国道から入っていったところになります。現状は写真のとおりです。

会 長 非農地通知につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番、川口です。1月23日に事務局と推進委員と確認を行いました。ここは、写真にはありませんけど、手前に母屋があって、それに続く畑だったと思います。もう誰も住んでおられません。手前の草を切ってあるところは、家からの庭で、近くに息子さんたちがおられるようで、私たちが見に行くということで、そこだけを切っていただいたようです。これがないなら、ちょっと入れないような感じで、その周りは全部山林なので、これをこのまま回復するのは難しいという感じで見てまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 非農地通知につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ね等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、非農地通知することに決定いたします。次に議案第 5 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 5 号非農地証明願についてでございます。37 ページをお願いいたします。別紙のとおり、非農地証明願が提出されましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定し、非農地証明を交付するものでございます。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

事務局 はい、それでは非農地証明願について説明いたします。まずはスクリーンをご覧ください。場所は竜門ダムの西側になります。この案件につきましては、議案書にある通り、昭和 27 年が農地法の制定年になりますが、それ以前より宅地だったということで、申請をされております。次の 39 ページは、その当時の状況を知る近隣住民の証明書になります。現地の写真はこのような形になっておりまして、先ほど農地法第 3 条の所有権移転の 2 番になりますが、この佐賀県の譲受人さんが、もともと譲渡人さんの家をリフォームして、宅地として譲り受けるところでしたが、登記簿を見たら、まだ畑であったということが判明しましたので、今回、非農地証明願が提出されたという経緯になっております。説明については以上になります。

会 長 非農地証明願につきまして、事務局からの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、証明書を交付することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、証明書を交付することに決定いたします。次に、議案第 6 号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 6 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてでございます。40 ページをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条の規定に基づき、別紙のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容の改正案について、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

事務局 まず、この基本構想とはどういうものかを申し上げますと、42 ページにあります。市町村が自らの地域農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の地域農業を推進する目標として、その指標を示すものです。この基本構想は、おおむね 5 年ごとに見直しをすることとなっておりますが、情勢の推移等により必要が生じた場合は、適宜見直しを行うこととされております。今回は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により修正が必要となりました。そこで 41 ページをご覧くださいと、今回の変更点ということで、1 番ですが、農地の集積に関しては、県の基本方針において既に農業経営基盤強化促進法に基づくものが削除されているため、この市の基本構想においても該当の部分を削除するものです。昨年度までは、集積に関しては、相対による基盤強化法と農地中間管理事業の 2 本立てでやっておりましたが、それを今回は、農地中間管理事業へ一本化されましたので、基盤強化法による集積の部分を削除するものということになります。削除となる部分は、57 ページのところからになりまして、利用権設定等促進事業という文言が出てくるところですが、57 ページの下の部分と、58 から 59、60、61、62、63 ページの 10 行目までです。それから。すみませんが、69 ページが消されていないものをつけてしまいましたので、69 ページも全部削除になります。69 ページから 72 ページまでが全て基盤強化法の集積に関する部分となっておりますので、削除となります。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。原案のとおり承認することに、ご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、報告案件について説明をお願いいたします。

事務局 はい。73 ページをお願いいたします。報告案件は、許可不要転用届出について、許可返納願について、それから合意解約についてと、許可取消願についてになります。

す。まず、許可不要転用届出についてになりますが、2件届出があつております。資料は74ページと75ページになります。まず1件目につきましては、農業用倉庫の新設に伴う転用でございます。200㎡以内の農業用施設になりますので、許可不要対象の案件となります。次に2件目についてですが、すいません、一部訂正をお願いいたします。中ほどになりますけれども、2番の該当規定のところになりますが、農地法施行規則のところでは第11号となっておりますが、これは第12号に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。これにつきましては、送電用の電気工作物に関する転用になりますので、許可不要対象の案件になります。続きまして、許可返納願についてになります。資料は76ページになります。この件につきましては、農地法3条のところでご説明をしておりますので、省略させていただきます。次に、合意解約についてですが、今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が17件あつております。内容につきましては、79ページから87ページのとおりでございます。最後に、許可の取消願についてになります。88ページをお願いいたします。予定をしておりました住宅の計画が中止になったことにより、取消願が出たものでございます。以上が報告案件の説明となりますが、今回につきましては、ただいまご説明いたしました2番の許可返納願、それから4番の許可取消願についてですが、理由はそれぞれでございますけれども、どちらも許可を取り消すという内容は同一でございますので、今回は別々の様式で申請があつておりますけれども、今後につきましては、他の自治体の例も調べましたところ、取消願で受け付けているケースが多くございました。特に規定はないようでございますけれども、今後は、許可の取消願で統一をしたいと考えております。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま、事務局より報告案件につきまして、説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、以上の通り報告させていただきます。本日子定しました議案は、すべて終わりましたが、その他で、ご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、これをもちまして、第2回農業委員会を閉会いたします。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。